

## 議会報告会では出された主な意見・要望

NO	テーマ	意見・要望	担当課	回答
1	人口減少対策	6月定例議会での一般質問に対する市長答弁が緊張感に欠けていた。自治体が存立できないことへの危機感を持った。市と議会が一致団結して人口減少をいかに食い止めるかだ。国では「まち・ひと・しごと創生本部準備室」を立ち上げ、県では知事を議長とする対策会議の部署、若手と中堅職員を中心とするプロジェクトチームを立ち上げ、人口減少問題を話し合う組織ができている。市では、秋田魁新報の記事によると「既存の部署で対応を検討していく」とあったが、各部署で話し合ったものを取りまとめる総括的な部署が必要ではないか。	経営企画課	人口減少に歯止めをかける政策を重点施策とし、更に部局横断での対応を強化してまいります。また、庁内では全職員の中から選抜されたメンバーによる「人口対策プロジェクト」を立ち上げ、10月16日に初会合が開催されました。この中で様々な人口問題についての話し合いを行っていくこととなります。総括的な部署については、現在組織機構の再編作業を行っているところであり、この中で検討しているところでもあります。
2	学校統合	学校を統廃合するにあたっての基準(生徒数の規模)を教えてください。また、人口減少の流れからみて、学校統合は横手北小学校で終了ということになるのか。(横手北小学校以降の統合の考えはあるのか)	学校統合推進課	国の基準では、小中学校で12～18学級を標準としています。市としては、国の基準や複式学級ができないように、児童生徒数と学級数を推計し、各学校の老朽度等も考慮し検討が必要と考えています。
3	学校給食	学校給食で出されるマーガリンは有害だと思うが、現在も提供されているのか。(マーガリンの化学式が別のものということで話題になったことがあった。有害な食品は除外するような方向になっているのか)	学校給食課	マーガリンに含まれるトランス脂肪酸は長期間の過剰摂取により、血中のLDLコレステロールを増やし、HDLコレステロールを減少させることが指摘されております。横手市においては、各学校給食センターによって頻度・量に若干違いがありますが、多くても2か月に1回程度の使用となっております。WHO(世界保健機関)とFAO(食糧農業機関)の「食事、および慢性疾患予防に関するWHO/FAOの合同専門家会合」では心臓血管系を健康に保つため、食事からのトランス脂肪酸の摂取を極めて低く抑えるべきであり、最大でも一日当たりの総エネルギー摂取量の1%未満とするように勧告しています。学校給食センターではパンにつける場合で試算しますと、小学校の給食一食最大で0.6%程度です。

## 議会報告会で出された主な意見・要望

NO	テーマ	意見・要望	担当課	回答
4	市バス運行	<p>連合婦人会で大きなイベントがあるときに市のバスを利用させてもらっている。今後クリーンプラザや防災関係施設などを視察する際にバスを利用したいが、どのように申請したら婦人会単独でバスを利用できるか。</p>	管財課	<p>市が保有するバスは、市の行政目的(主催または共催事業)以外に使用できません(※「白バス行為」の禁止)。市バスの運行につきましては、「横手市バス運行管理規程」のほか、平成18年に「市バスの運用基準」を定め、具体的事例における使用可否を明記して各地域局等統一した運用を行っております。運用基準では、市が実施主体となる主催事業のほか、①共催事業の決裁が完了している事業、②国、県が主催する事業の内、参加する行為を市の共催事業として担当課長が認定する事業、③全市的な行事、全県的な行事の内、参加する行為を市の共催事業として担当課長が認定する事業等、共催事業であれば、市バスの利用が認められております。クリーンプラザや防災関係施設などの視察に市バスを利用したいというご要望ではありますが、担当部局において共催事業としての決裁を受けていただく必要がありますので、それぞれの団体・組織に関係する課にご相談をお願いいたします。</p>
5	スクールバス	<p>スクールバスの距離について、小学校1年生が4キロ歩くのは大変だと思う。南形から学校に行く道路では、かつて死亡事故も起こっており地域の人も心配している。私の家(南形)から学校までは2.8キロだが低学年には歩けない。冬季間のバス通学を希望したい。</p>	学校教育課	<p>「スクールバス運用基準」において、学校までの距離が、小学校4km以上、中学校6km以上の児童生徒をスクールバスの乗車対象としておりますが、それぞれ地域の実情などを考慮し、市全体の現状を逸脱しない範囲で柔軟に対応しているところです。深井、南形、大巻地区の冬期間のスクールバス運行のご要望につきましては、今年冬の積雪時の道路及び除排雪状況をみながら検討することとしておりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。</p>
6	空き校舎(公共施設)の利活用	<p>学校が統合して廃校となった空き校舎を市ではどのように活用しようとしているのか。地域要望も大事だが、有効に活用するような市の方針を早く出してほしい。</p>	管財課	<p>現在着手している財産経営計画(FM計画)を平成27年度中に策定し、空き校舎を含めた全施設について、市の施設として活用していくもの、地域あるいは民間等へ譲渡又は貸付けしていくもの、そういう活用要望等のない場合は解体するもの というような方針を明示していきます。</p>

## 議会報告会では出された主な意見・要望

NO	テーマ	意見・要望	担当課	回答
7	財政	合併特例債を今までどれくらい使ったのか。何に使ったか。あと何年使えるのか。特例債がなくなった時の財源はどうなるのか。	財政課	合併特例債は、平成25年度までで217億円ほど支出しています。小中学校統合事業、平鹿総合病院建設支援事業、横手駅周辺地区都市再生事業、学校給食センター統合事業、廃棄物処理統合施設整備事業、振興基金造成事業などに支出しています。合併特例債は、横手市の場合、平成32年度まで(本年度を含み7年度間)活用することができます。その後は、公共事業等債などの地方債や国県支出金などの特定財源を活用していくことになります。
8	その他市実施事業	6月議会での1億5000万円の補正予算は、筏・南郷・三又地域の光回線経費と聞いた。NTTに尋ねたところ、大松川・小松川・黒沢方面の開通の予定はないと言われた。全戸の半分以上の申し込みがあればやるとの話だったが、光回線が開通するのはいつか。	情報政策課	6/5、NTT秋田支店を訪問して、本年度市が南郷・三又地区の光ブロードバンドエリアを整備する予定を説明し、未整備地区である大松川～黒沢地区と吉谷地～武道地区について、NTT独自のエリア拡大に関して強く要望しました。 10/14、NTT秋田支店から未整備地区の上記2地区について、12/1から利用開始する旨要望に対する回答をもらいました。 10/15、山内地域光ブロードバンド推進会議が開催され、会議の中でNTTからの回答について報告させていただきました。 これにより、市が現在進めている光ブロードバンド整備が完了することで、来年度早期(H27. 6まで)に山内地域全域で光回線利用が可能となります。 もう少しお待ちいただくようお願いします。

## 議会報告会では出された主な意見・要望

NO	テーマ	意見・要望	担当課	回答
9	新分別収集・ クリーンプラザ	資源物の再生にはどれくらいの費用がかかり、それによってどのような効果があるのか、わかりやすい統計データなどを市報やホームページに掲載して、市民の資源物に対する意識を高めていくことが必要だ。	生活環境課	<p>●ごみの処理量と資源化量について 平成25年度に処理されたごみの量は32,591tでした。そのうち可燃ごみが25,348t、資源化のために処理をした量(不燃、資源、粗大)が7,243tで、最終的に資源化された量は、5,213tとなっています。</p> <p>●ごみ処理経費と資源化経費について 平成25年度にごみの処理(収集、焼却、資源化、最終処分)にかかった費用は約8億2,000万円でした。そのうち、資源物の再生のため(収集、選別、運搬、資源化)にかかった費用は、約1億7,000万円となっています。</p> <p>●資源物再生による効果について 直接的な効果として、資源化による収入があげられます。アルミ缶やスチール缶、古紙、その他金属類、ペットボトルを売却したお金が、年間約2,000万円程度あります。</p> <p>また、間接的な効果として、南東地区最終処分場へ、年間約3,500tずつ埋立を行っています。資源化処理を行わずに全量埋立をしてしまうと、あっという間に最終処分場が無くなってしまいます。新しい最終処分場を作るには、多額の費用が掛かります。(南東地区最終処分場の建設費は約12億円)</p> <p>分別し資源物として有効利用することで、現在の最終処分場を大事に使っていくとともに、限りある資源を大事に使うこともできます。</p> <p>●クリーンプラザよこてにおける資源物源再生の取り組みについて これまで埋立処分をしていたガラスや瀬戸物を工事用砂等の資源として有効活用し、不燃物の埋立を減らすとともに、焼却灰のセメント資源化も行い、資源の有効活用と最終処分量の低減に努めています。</p>

## 議会報告会では出された主な意見・要望

NO	テーマ	意見・要望	担当課	回答
10	新分別収集・クリーンプラザ	クリーンプラザ稼働後、現在の3処理施設はどうなるのか。	生活環境課	所定の手続きを経て施設を廃止することになっています。その後施設の解体を行うこととなりますが、具体的な日程及び跡地利用計画は未定です。
11	福祉政策	ある高齢者が市に生活相談をおこなったところ、2時間程話をしたあげく、お金がないと施設にも入れないため、どうしようもないという結論になった。市の対応として問題はないか。	社会福祉課	生活保護にたずさわるケースワーカー(CW)が、相談業務をおこなう際は、「申請者(相談者等)の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると思われるような行為も厳に慎むこと。」を信条(原則)として、日々の数多くの相談業務をおこなっています。特に、生活保護に関わる相談は「相談者の経済的内容」に及ぶ場合が特に多くございますので、もし、相談者が「その様な感情を意識し、受けた。」とすれば、その事は、説明誤りであり問題です。再度、相談者の立場に立った面接相談業務が日々出来る様、CWの担当者会議並びに現任訓練において確認、指導してまいります。
12	福祉政策	難病を抱えた孫が東京で治療を受けた際、マルフクが適用されて医療費はかからなかったが、両親の滞在費負担が大きかった。マルフクの適用は横手市では12歳までだが、他の自治体では15歳までのところもある。市ではどう考えているのか。今後また通院することもあると思う。せめて医療費だけでも何とかならないか。	国保年金課	12歳以上の医療費の軽減は、現行の制度での軽減策に対して、子育て支援という視点で捉えるか、難病という病気の種類で負担の大きい場合を支援するという視点で捉えるか、今後の国の難病支援制度や県の福祉医療制度の対象範囲拡大の動向を見て、検討してゆく課題と考えています。横手市では、小学校終了年度の3月31日までの間にある児童に対し、所得制限なしで医療費の保険適用分の自己負担額を助成しております。難病で身体障害者手帳の交付を受けられる場合は、等級によっては障がい者福祉医療制度の対象となりますので、詳しくは市の福祉担当までお問い合わせください。また、難病の場合、特定疾患治療研究事業の対象となる疾患であれば、県に申請し認定されると、その疾患については医療費の助成を受けられますので、詳しくは県保健所にお問い合わせください。

## 議会報告会が出された主な意見・要望

NO	テーマ	意見・要望	担当課	回答
13	生活環境対策	市職員に公害防止管理者はいるか。公害防止管理者がいれば横手明峰中と火葬場の距離についても考慮したはずだが、実際は中学校と火葬場が近すぎる。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員に公害防止管理者はおりません。</li> <li>・横手市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第2項の規定では、火葬場の設置は学校から300メートル以上離れていることとされています。明峰中学校から火葬場までは710メートルの距離があります。</li> </ul>
14	福祉政策	生活保護制度について。受給者に働く意欲を起こさせるような工夫はできないものか。	社会福祉課	<p>(ご意見は) 生活困窮をめぐる現状の大きな課題とします。</p> <p>その為に、まず市では生活保護者や生活困窮者に支援をする就労支援員2名を配置し、ハローワークとの綿密な連絡調整や就労指導を行って就労意欲の向上や積極的な就職活動を行っております。また、国では、H26.7から生活保護法の一部を改正し就労自立給付金を創設し、支給制度を開始しています。</p> <p>さらに、H27.4から生活困窮者自立支援法を施行し、生活保護に至る前段階にある生活困窮者を支援する「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ろうとしています。</p>
15	生活環境対策	マイマイ蛾への対策をお願いします。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設においては、施設管理者において可能な限り卵塊除去を実施しています。</li> <li>・市民には8/1号、9/1号の市報配布に合わせて全戸配布チラシで注意喚起及び自宅での卵塊除去について協力願いを実施したほか、FM、ホームページでも情報提供を行っています。</li> <li>・電柱については東北電力に対し除去を要請し、現在も順次対応中であり、来年2月頃を目処に除去を終える予定です。また、NTT所有の電柱及びJR施設についてもそれぞれ対応を依頼し、各自対応中です。</li> <li>・来年春の孵化前にも情報提供を行い、市民と協働して発生抑止に努めてまいります。</li> </ul>

## 議会報告会では出された主な意見・要望

NO	テーマ	意見・要望	担当課	回答
16	農業振興	雪害を受けた果樹農家に補助金を出すようだが、果樹共済は高いが、これに補助金を出していれば間に合うと思われる。	農業振興課	<p>横手市を管轄している秋田広域農業共済組合平鹿支所では、雪害などによる樹体の被害やそれに伴う減収に対する樹体共済は、現在取り扱っていないということで、雪害対策としての共済掛け金への支援は適当でないと考えます。</p> <p>果樹共済については、国から掛け金の半額が助成されているものの、樹体共済以外の市内の加入率は50%に満たないということで、加入率の向上が課題となっております。</p> <p>雪害に限らず、あらゆる災害に強い果樹産地の形成のためには、果樹共済への加入促進は有効と思いますので、共済組合と協議しながら加入率向上の取り組みを進めてまいります。</p>
17	農業振興	国の「攻めの農業実践緊急対策事業」のような絵に描いた餅ならやめてもらいたい。横手市でも農業に力を入れているが、申し込まれないような事業はやらない方がいいし、利用しやすいものを設定してほしい。	農業振興課	<p>「攻めの農業実践緊急対策事業」のように、緊急対策として年度の途中に実施される事業については、座談会等で制度内容を周知できないまま申し込みを受けなければならない場合もあり、農業者の皆様にはご不便をおかけしております。</p> <p>また、この他の国の補助事業についても、対象となる要件の厳しいものがあるため、一部の農業者しか活用できず、ご要望にお応えできないこともあります。</p> <p>市としては、そのような事業でも公平性を考慮し、対象の可能性のある方全員にお知らせしなければなりませんし、市の裁量で要件を緩和することもできませんので、ご理解をいただければと思います。</p> <p>国に対しては、もっと農業者の皆さんが活用しやすい補助事業を実施してもらうよう、機会を見て提案してまいります。</p>